

消費税法施行令第十四条の四の規定に基づき内閣総理大臣及び厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理の一部を改正する件

○内閣府
厚生労働省 告示第二号

消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第十四条の四第一項及び第二項の規定に基づき、消費税法施行令第十四条の四の規定に基づき内閣総理大臣及び厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理（平成三年厚生省告示第百三十号）の一部を次のように改正し、令和七年七月一日から適用する。

令和七年六月三十日

内閣総理大臣 石破 茂

厚生労働大臣 福岡 資麿

別表第六中「東日本電信電話株式会社」を「NTT東日本株式会社」に、「西日本電信電話株式会社」を「NTT西日本株式会社」に改める。